

## 令和2年第4回広尾町議会定例会 第3号

令和2年12月11日（金曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 行政報告
- 4 議案第127号 広尾町税外公法上の収入条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第128号 広尾町下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第119号 令和2年度広尾町一般会計補正予算（第12号）について
- 7 議案第120号 令和2年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について
- 8 議案第121号 令和2年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について
- 9 議案第122号 令和2年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）について
- 10 議案第123号 令和2年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第6号）について
- 11 議案第124号 令和2年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第6号）について
- 12 議案第125号 令和2年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 13 議案第126号 令和2年度広尾町水道事業会計補正予算（第4号）について
- 14 発議第12号 コロナ禍による地域経済対策を求める意見書の提出について
- 15 発議第13号 少人数学級の拡充を求める意見書の提出について
- 16 発委第5号 閉会中の委員会継続調査について

### ○出席議員（13名）

- |            |           |
|------------|-----------|
| 1番 松田 健司   | 2番 浜野 隆   |
| 3番 萬亀山 ちず子 | 4番 前崎 茂   |
| 5番 北藤 利通   | 6番 志村 國昭  |
| 7番 星加 廣保   | 8番 山谷 照夫  |
| 9番 渡辺 富久馬  | 10番 小田 雅二 |
| 11番 旗手 恵子  | 12番 浜頭 勝  |
| 13番 堀田 成郎  |           |

### ○欠席議員（0名）

### ○出席説明員

町		長	村	瀬	優
副	町	長	田	中	章
会	計	者	山	崎	彦
兼	出	長	山	崎	彦
総	務	長	齊	藤	美津雄
総	務	課	柏	崎	弥香子
併	総	課	西	内	努
併	総	課	山	岸	雄
併	総	課	木	幡	幸
企	画	課	雄	谷	幸
企	画	課	及	川	隆
住	民	課	西	脇	秀
住	民	課	佐	藤	直
住	民	課	楠	本	直
住	民	課	山	崎	義
兼	住	課	佐	藤	清
保	健	課	宝	泉	
兼	老人福祉センター	所長	宝	泉	
地	域	支	村	上	洋
健	康	支	佐	藤	清
保	健	支	浜	頭	
兼	子	支	佐	藤	清
認	定	園	道		尚
認	定	園	成	田	まゆみ
兼	豊	所	成	田	まゆみ
特	別	所	金	石	輝
兼	養	所	金	石	輝
農	林	課	平		浩
兼	町	場	平		浩
水	産	課	室	谷	直
建	設	課	前	田	憲
建	設	課	北	藤	盛
兼	下	課	前	田	憲
港	湾	課	森	谷	
港	湾	課	安	岡	伸

〈教育委員会〉

教 育 長	菅 原 康 博
管 理 課 長	山 岸 直 宏
管 理 課 長 補 佐	山 畑 裕 貴
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	山 岸 達 也
社 会 教 育 課 長	小 川 浩 司
兼 図 書 館 長	小 川 浩 司
兼 海 洋 博 物 館 長	小 川 浩 司

〈選挙管理委員会〉

委 員 長	辻 田 廣 行
併 書 記 長	齊 藤 美 津 雄

〈監査委員〉

代 表 監 査 委 員	大 林 忠
併 書 記 長	白 石 晃 基

〈公平委員会〉

委 員 長	木 下 利 夫
併 書 記 長	齊 藤 美 津 雄

〈農業委員会〉

会 長	今 村 弘 美
併 事 務 局 長	平 浩 則
事 務 局 次 長	寺 井 真

○出席事務局職員

事 務 局 長	白 石 晃 基
事 務 局 次 長	保 坂 一 也
総 務 係 主 事	西 村 萌

◎開議の宣告

- 1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、萬亀山ちず子議員、9番、渡辺富久馬議員を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程第2、諸般の報告を行います。  
12月9日に議会運営委員会が開催され、報告書はお手元に配付しておりますので、委員会報告は省略します。  
また、町長から議案2件を受理しております。  
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 行政報告

- 1、議長（堀田） 日程第3、行政報告を行います。  
町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。  
村瀬町長、登壇願います。
- 
- 1、町長（村瀬） 行政報告を申し上げます。  
まず、1点目の令和3年広尾町消防団新年出初め式の中止についてであります。  
令和3年1月4日に開催を予定しておりました新年出初め式であります。関係者や消防団員の皆様の健康、安全を最優先に考え、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止とさせていただくことを決定いたしました。  
なお、無火災祈願につきましては、規模を縮小し実施するものであります。  
次に、2点目の町内飲食店における新型コロナ感染拡大防止対策支援についてであります。  
新型コロナウイルス感染拡大防止として、北海道は集中的な感染拡大防止対策をお願いしているところであり、町としても重要課題として商工会と数回協議してきたところでもあります。また、さきの一般質問で提案をいただいたことも踏まえ、方針が固まりましたので、報告させていただきます。  
新型コロナウイルス感染拡大の影響により、政府が推進する新しい生活様式や北海道が協力を要請している新北海道スタイルを積極的に取り組む町内飲食店に対し、手の消毒、パーティション等必要な対策を講じた飲食店に安全宣言ステッカーを交付、表示してもらうなどの感染予防対策費用

に1飲食店当たり10万円を限度に費用の一部を支援することになりましたので、報告させていただきます。

年末年始に向けて町内飲食店における感染防止と安全・安心に飲食店を利用していただき、町内経済の活性化を図るためにも、喫緊の課題として対応が必要であると判断をいたしました。事業費等に関しましては、事業詳細が固まった段階で本来ですと議会を開催するところではありますが、議会の開催のいとまがない場合については専決処分にて対応させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、行政報告とさせていただきます。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

◎日程第4 議案第127号～日程第5 議案第128号

1、議長（堀田） 日程第4、議案第127号 広尾町税外公法上の収入条例の一部を改正する条例の制定についてと日程第5、議案第128号 広尾町下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） それでは、議案第127号 広尾町税外公法上の収入条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第128号 広尾町下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例の制定について、一括して提案理由を申し上げます。

本案2件の改正につきましては、令和2年度税制改正に伴う地方税法等の改正によるものでありまして、延滞金の積算に用いられる特例基準割合を延滞金特例基準割合に文言を変更するなど、法改正との整合を図るものであります。

お手元の資料の1ページ、2ページに新旧対照表がありますので、ご確認いただければと思っております。

附則といたしまして、法改正に合わせ、いずれも令和3年1月1日から施行したいとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案2件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。議案第127号 広尾町税外公法上の収入条例の一部を改正する条例の制定についてと議案第128号 広尾町下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例の制定についての2件

を一括して討論、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第127号と議案第128号の2件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案2件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案2件は討論を省略します。

これより議案第127号 広尾町税外公法上の収入条例の一部を改正する条例の制定についてと議案第128号 広尾町下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括採決します。

お諮りします。本案2件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第119号～日程第13 議案第126号

1、議長(堀田) 日程第6、議案第119号 令和2年度広尾町一般会計補正予算(第12号)についてから日程第13、議案第126号 令和2年度広尾町水道事業会計補正予算(第4号)についてまでの8件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第119号 令和2年度広尾町一般会計補正予算(第12号)から議案第126号 令和2年度広尾町水道事業会計補正予算(第4号)まで、一括して提案説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容であります。確定見込みによる事業費の整理であります。

最初に、議案第119号であります。

本案は、令和2年度広尾町一般会計補正予算(第12号)は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ98万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を84億7,354万6,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条は、債務負担行為の補正でありまして、債務負担行為の追加を第2表でお示しをするものであります。

第3条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第3表でお示しをするものであります。

37ページの第2表をお願いいたします。

債務負担行為の追加であります。

事項といたしまして、老人福祉施設等給食業務委託料であります。期間といたしまして令和3年度、限度額といたしまして3,599万8,000円であります。

次の事項の大家畜特別支援資金利子補給であります。期間といたしまして令和2年度から令和18年度、限度額といたしまして、大家畜特別支援資金借入金総額3,060万円の毎年12月1日から翌年11月30日までの期間における融資平均残額に年0.18%以内の割合を乗じた金額、総額49万5,000円であります。

次の事項の観光案内所指定管理者管理運営業務委託料であります。期間といたしまして令和3年度から令和7年度、限度額といたしまして2,350万円であります。

続きまして、第3表の地方債補正の変更であります。

限度額の変更でありまして、辺地対策事業債、過疎対策事業債及び学校教育施設等整備事業債につきまして、事業の確定見込みによる整理を行うものであります。

町債の合計から400万円を減額し、6億9,209万7,000円とするものであります。

なお、歳入歳出の詳細につきましては、総務課長より補足説明をいたします。

次に、議案第120号であります。

本案は、令和2年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものであるとあります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ104万1,000円を減額し、歳入歳出の総額を1億2,945万1,000円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであるとあります。

内容は、事業の確定見込みによる減額及び修繕料の追加であります。

続きまして、議案第121号であります。

本案は、令和2年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものであるとあります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ368万5,000円を減額し、歳入歳出の総額を5億2,399万7,000円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであるとあります。

内容は、事業の確定見込みによる減額及び下水終末処理場の医薬材料費の追加並びに個別排水処理施設の修繕料の追加であります。

続きまして、議案第122号であります。

本案は、令和2年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものであるとあります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,187万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を10億652

万4,000円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであるものとします。

内容につきましては、確定見込みによる保険給付費の追加、給付金の減額及び療養給付費交付金等返還金等の追加であります。

続きまして、議案第123号であります。

本案は、令和2年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるものであるものとします。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ13万4,000円を減額し、歳入歳出の総額を6億9,773万1,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであるものとします。

内容は、歳入で国庫補助金の追加、歳出で人件費の整理であります。

続きまして、議案第124号であります。

本案は、令和2年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるものであるものとします。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ776万円を減額し、歳入歳出の総額を2億8,927万2,000円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであるものとします。

第2条は、債務負担行為をすることができる事項、期間、限度額を第2表の債務負担行為補正でお示しをするものであります。

次のページの第1表であります。

補正の歳入であります。

1款1項介護給付費収入1,101万9,000円の減額につきましては、入所者数の減による介護保険収入の減額であります。同款2項負担金収入256万2,000円の減額につきましては、同じく入所者数の減による自己負担金の減額であります。

2款1項繰入金は、一般会計からの繰入金を整理するものであります。

次に、歳出であります。

1款1項施設介護サービス事業費776万円の減額は、会計年度任用職員人件費の確定見込みによる減額のほか、介護職員用のインカムの購入費の追加であります。1款2項短期介護サービス事業費は、財源内訳の補正であります。

第2表の債務負担行為の追加であります。

老人福祉施設等給食業務委託料であります。期間といたしましては、令和3年度であります。限度額といたしまして3,599万7,000円であります。

次に、議案第125号であります。

本案は、令和2年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ384万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を1億2,504万5,000円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

内容につきましては、歳出で税制改正によるシステム改修費の追加及び後期高齢者広域連合への負担金の追加、歳入で保険料の追加、システム改修に係る国庫補助金の追加及び一般会計繰入金金の追加であります。

続きまして、議案第126号についてであります。

第1条は、令和2年度広尾町水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第2条は、収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでありまして、第1款第1項営業費用に200万円を追加するものであります。

内容につきましては、給排水管等の修繕費の追加であります。

第3条の資本的支出であります。予算第4条本文括弧書き中をおのおの改めまして、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。事業費の確定見込みによる減額整理であります。

以上で、議案第119号から議案第126号までの補正予算についての提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

齊藤総務課長。

1、総務課長（齊藤） それでは、事項別明細書7ページをお願いしたいと思います。

初めに、歳出から説明したいと思います。

1款議会費、1項1目議会費の8節旅費につきましては、新型コロナウイルスの影響による研修及び行政視察を中止したことによる減額補正でございます。

2款総務費、1項1目一般管理費、12節委託料は、契約事務について行政上の障害事項が発生したことによる弁護士委託料の追加です。2目庁舎管理費、10節需用費、消耗品費については、飛沫防止用クリアパーティション、それからウイルス除去品等の購入に係る追加です。3目財務管理費、24節積立金は、ふるさと納税寄附金のまちづくり基金への積立金の追加です。

8ページをお願いいたします。

2款1項7目企画費、18節負担金補助及び交付金、生活交通路線維持費補助金（十勝バス広尾線）については、沿線市町村の負担額が増加したことによる追加でございます。子ども農山漁村交流から始めるまち・ひとづくり事業費につきましては、財源内訳補正で指定寄附金を充当するものでございます。8目ふれあい活動費、10節需用費、印刷製本費につきましては、広報ひろおに係る印刷

製本費の追加でございます。9目防災対策費、10節需用費、修繕料につきましては、防災無線遠隔制御器バッテリー修繕による追加、12節委託料については、アンテナ取付け、受信機交換など、防災無線機取扱委託料の追加でございます。15目特別定額給付金給付事業費については、事業費の執行残の整理でございます。

9ページをお願いいたします。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費の01民生児童委員活動費につきましては、新型コロナウイルスの影響による視察研修等の中止による補正でございます。

10ページをお願いします。

22節償還金利子及び割引料につきましては、令和元年度の補助金確定による過年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金返還金の追加です。24節積立金については、ふるさと納税寄附金の社会福祉振興基金への積立金の追加です。27節繰出金、国民健康保険事業勘定特別会計繰出金は、事業費の整理による減額です。

3款1項2目社会福祉施設費、10節需用費については、浴槽への薬注入用タイマー取替えに係る修繕費の追加です。3目養護老人ホーム施設費、11節役務費については、産業廃棄物処理手数料の追加、17節備品購入費については、テレビ13台購入に係る入所者用備品購入費の追加、そして業務用手押し式洗浄機の購入に係るものでございます。

11ページです。

上段右側の説明欄になります。04会計年度任用職員人件費に係る1節報酬では、会計年度任用職員報酬の追加ですが、コロナ対策で各部屋での食事提供、それから手洗いなどの衛生管理の徹底によるパート職員の時間増によるものでございます。

3款1項4目障害者母子福祉費、19節扶助費については、障害者医療費の増による追加でございます。6目老人福祉費、27節繰出金については、介護サービス事業の整理による追加です。8目後期高齢者医療費、27節繰出金については、事業費の増に伴う追加でございます。9目養育医療対策費、19節扶助費については、養育医療費の増加に伴う追加、22節償還金利子及び割引料については、元年度の確定によります養育医療費国庫負担金返還金の追加です。

12ページになります。

3款2項児童福祉費、2目保育所費、2節給料、それから4節共済費は、会計年度任用職員の増に伴うものでございます。12節委託料は、これも人員増に伴う予防接種委託料の追加でございます。

3款4項災害救助費、1目災害救助費、17節備品購入費は自動災害用ポータブルトイレ6台分の追加、財源は同額で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。

4款衛生費、1項1目保健衛生総務費、18節負担金補助及び交付金については事業補正に伴う南十勝複合事務組合の負担金の減額、27節繰出金は簡易水道事業特別会計繰出金の整理です。

13ページです。

4款1項2目環境衛生費、10節需用費は、葬斎場ごみステーション等に係る修繕料の追加、11節役務費は、収入証紙手数料の増に伴うごみ袋販売手数料の追加でございます。3目予防費、10節需用費の消耗品費、それから11節役務費の通信運搬費、12節の委託料の予防接種委託料、それから13

節使用料及び賃借料の複写機使用料については、HPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチン接種事業に伴う追加でございます。そのほか歯科健診委託料は幼児歯科健診の追加、19節扶助費については、14ページになりますが、子育て支援ごみ袋支給の追加でございます。

14ページの4款1項5目空き家対策費、1節報酬では、空き家対策協議会の開催増に伴います委員報酬の追加でございます。6目国民健康保険病院費、18節負担金補助及び交付金は、事業費の整理によります国民健康保険病院運営交付金の減額でございます。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金は、北海道農業次世代人材投資事業補助金について申請者の婚姻によります補助金の増額による追加です。財源は、事業費と同額の農業次世代人材投資事業補助金でございます。4目畜産業費、18節負担金補助及び交付金は、大家畜特別支援資金利子補給補助金は資金借入増に伴う追加でございます。

15ページになります。

5款2項1目林業総務費、7節報償費、熊、エゾシカ、キツネ、それぞれ駆除奨励金ですが、駆除頭数の増に伴う追加でございます。2目林業振興費、10節需用費については、町産材のロゴプレート購入に係る消耗品の追加でございます。17節備品購入費は、地元産の木材製品の購入、それから町産材ロゴマーク焼き印購入に係る追加でございます。10節、17節ともに財源は森林環境譲与税でございます。24節積立金は、森林環境譲与税を基金積立金として追加するものでございます。5款3項水産業費、2目水産業振興費、18節負担金補助及び交付金は、定置事業者の経営健全化を図るため、秋さけ定置漁業緊急支援対策事業補助金を交付しまして支援するものでございます。財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

16ページになります。

6款商工費、1項1目商工振興費、18節負担金補助及び交付金は、中小企業融資利子補給補助金の追加、飲食店支援対策事業補助金の減額、中小企業融資保証料交付金の追加、それぞれ事業実績によるものでございます。3目サンタランド費は、サンタランド事業費の確定見込みによる整理でございます。6目ふるさと納税推進費、7節報償費のふるさと納税謝礼、11節役務費の通信運搬費、クレジットカード等取扱手数料、13節使用料及び賃借料のふるさと納税サイト使用料は、それぞれふるさと納税寄附金の増加見込みによる追加でございます。

17ページになります。

7款土木費、2項1目道路橋りょう維持費、10節需用費は修繕料の追加、14節工事請負費の道路補修工事については補修箇所増加による追加でございます。

18ページでございます。

7款3項港湾費、2目港湾管理費、12節委託料、十勝港保安対策警備委託料につきましては、十勝港保安対策に係る警備時間の増加に伴う追加、14節工事請負費、十勝港内補修工事については、補修工事の増に伴う追加です。7款4項都市計画費、2目都市計画施設費、27節繰出金については、下水道事業の整理による減額です。7款5項住宅費、1目住宅管理費、10節需用費については、修繕料の増加でございます。2目公営住宅建設費、21節補償・補填及び賠償金は、移転対象世帯の増加に伴う移転補償費の追加でございます。

9款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費、24節積立金は、ふるさと納税寄附金を教育振興基金積立金として追加するものでございます。

19ページです。

9款2項小学校費、1目学校管理費、10節需用費、修繕料は、豊似小学校浄化槽フロアの修繕による追加、11節役務費は光回線増に伴う通信運搬費の追加、14節工事請負費は広尾小学校光回線工事の追加、17節備品購入費はタブレットパソコン等購入の執行残の整理です。9款3項中学校費、1目学校管理費、11節役務費は同じく光回線増による通信運搬費の追加、14節工事請負費は広尾中学校光回線工事の追加、17節備品購入費はタブレットパソコンの購入の執行残の整理です。

20ページでございます。

9款4項社会教育費、1目社会教育総務費、14節工事請負費は、陶芸教室が旧広尾小学校から旧広尾保育所に移転することに伴う電源工事の追加、17節備品購入費、陶芸用電気釜購入費は、現在使用している釜の老朽化に伴う更新です。18節負担金補助及び交付金は、陣屋太鼓同好会交付金の追加で、財源は指定寄附でございます。そのほか減額補正については、新型コロナウイルス感染症に伴う事業の一部中止に伴うものでございます。

21ページをお願いします。

9款4項3目図書館・児童福祉会館費、1節報酬は、図書館電算化に伴う書架整理等に伴う会計年度任用職員の追加です。10節需用費、消耗品費は、図書館電算化に伴う追加、印刷製本費は図書館電算化に伴う貸出カード等が不要となるための減額、17節備品購入費、図書購入費の追加、財源は指定寄附でございます。9款5項保健体育費、1目保健体育総務費、22ページの2目体育施設費については、新型コロナウイルス感染症に伴う事業の一部中止に伴う減額、23ページの3目野外活動施設費については、令和2年度におけるキャンプ場閉鎖執行残に伴う整理でございます。9款6項学校給食費、1目学校給食費については、事業費確定に伴う整理です。

24ページです。

11款公債費、1項公債費、1目元金については、財源内訳補正でございます。2目利子については、長期債償還利子の利率見直しによる減額となります。

12款予備費については、総額の調整です。

続きまして、3ページにお戻りいただきたいと思っております。

歳入について説明いたしたいと思っております。

2款地方譲与税、4項森林環境譲与税は、森林環境譲与税の増加による追加です。

13款使用料及び手数料は、1項使用料につきましては、令和2年度におけるキャンプ場閉鎖に係る野外活動施設使用料の減額です。13款3項証紙収入は、収入証紙手数料、ごみ袋販売増に伴う追加でございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金につきましては、障害者医療費負担金の追加です。14款2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、1節総務管理費補助金、これにつきましては、特別定額給付金事業の執行実績による事業確定によるものでございます。2節地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加です。6目教育費国庫補助金、1節小学校費補助

金、2節中学校費補助金については、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金の交付決定による整理でございます。

4ページをお願いします。

15款道支出金、1項道負担金は、障害者医療費負担金の追加です。15款2項道補助金、1目民生費道補助金は、児童福祉費で多子世帯の保険料軽減支援事業補助金の交付決定による追加でございます。3目農林水産業費道補助金は大家畜特別支援資金利子補給補助金の追加、それから農業次世代人材投資事業補助金の追加です。15款3項道委託金は、確定見込みによるものでございます。

16款財産収入、1項財産運用収入は、防災無線貸付料の追加です。これは新たに要綱を定めまして無償貸与の対象外になった方に有償貸付けとして貸付料を2分の1とするものでございます。16款2項財産売払収入は、町有財産を売り払ったものでございます。丸山通北6丁目73番地でございます。

17款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金は、1節総務費寄附金につきましては、子ども農山漁村交流から始めるまち・ひとづくり寄附金の追加で、同事業に充当するものでございます。3節教育費寄附金は、教育振興資金寄附金の追加で、陣屋太鼓同好会交付金、図書購入に充当するものでございます。17款1項3目ふるさと納税寄附金については、寄附金の増加見込みによる追加です。

18款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、1節財政調整基金繰入金につきましては、財政調整基金繰入金の整理でございます。5節まちづくり基金繰入金につきましては、ふるさと納税の寄附に対する返礼品等の経費に充当するための繰入れです。7節地域福祉基金繰入金は、コミュニティソーシャルワーカー配置事業委託料の整理に伴う減額、8節教育振興基金繰入金は、陶芸用電気釜購入費に充当するものでございます。20款5項雑入は、町有自動車共済金の追加、いきいきふるさと推進事業助成金の減額補正などでございます。

21款町債は、事業費の確定見込みによるものでございます。

以上でございます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。審議の方法は、一般会計から各会計ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、一般会計から各会計ごとに審議を行います。

申し上げます。本案8件については、会議規則第55条の質疑回数の規定を適用せず審議することといたします。

これより審議に入ります。

初めに、議案第119号 令和2年度広尾町一般会計補正予算（第12号）についてを審議します。

初めに、歳出に対する質疑の発言を許します。ございませんか。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、歳入に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第120号 令和2年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第121号 令和2年度広尾町下水道事業特別会計補正予算(第5号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第122号 令和2年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第5号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第123号 令和2年度広尾町介護保険特別会計補正予算(第6号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第124号 令和2年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算(第6号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第125号 令和2年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第126号 令和2年度広尾町水道事業会計補正予算(第4号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

これをもって各会計ごとの質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第119号 令和2年度広尾町一般会計補正予算（第12号）についてから議案第126号 令和2年度広尾町水道事業会計補正予算（第4号）についてまでの8件を一括して討論、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第119号から議案第126号までの8件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案8件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案8件は討論を省略します。

これより議案第119号 令和2年度広尾町一般会計補正予算（第12号）についてから議案第126号 令和2年度広尾町水道事業会計補正予算（第4号）についてまでの8件を一括採決します。

お諮りします。本案8件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案8件は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第14 発議第12号

1、議長（堀田） 日程第14、発議第12号 コロナ禍による地域経済対策を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

5番、北藤利通議員、登壇の上、説明願います。

1、5番（北藤） 発議第12号 コロナ禍による地域経済対策を求める意見書の提出について。

上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

我が国では、相次ぐ大型自由貿易協定の発効によって、農業や地域経済への影響が懸念されているが、新型コロナウイルスの感染拡大によって各国では輸出入制限の動きが出ていることから、輸入に多くを依存する我が国においては自国の食料を安定的に確保することの重要性が高まっている。

しかしながら、国内においても新型コロナウイルスの感染が全国的に拡大しており、国は経済との両立を図ろうとしているが、感染拡大による各種イベントの中止や飲食店の利用減少などで農畜産物需要の落ち込みが危惧されている。このまま終息が見えない状況下で、農業のみならず地域経済に甚大な影響が及びかねない。

このため、新型コロナ感染症への万全な対策を図るなど、地方自治体への対策関連予算を十分措

置することを下記のとおり要望する。

1、新型コロナウイルスの感染拡大が続くと一層のインバウンド需要の落ち込み、観光事業の低迷や外出自粛など、経済損失が拡大し地域社会全体への影響は必至なことから、地方自治体への対策関連予算を十分に確保し、適時対応を図ること。

2、新型コロナウイルスの感染拡大によって落ち込んでいる農畜産物の需要を喚起する対策を強化し、今後もコロナ禍での影響試算と対策を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

提出先は、記載のとおりでございます。

議決方よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

#### ◎日程第15 発議第13号

1、議長（堀田） 日程第15、発議第13号 少人数学級の拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

4番、前崎茂議員、登壇の上、説明願います。

1、4番（前崎） 発議第13号 少人数学級の拡充を求める意見書の提出について。

上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

4ページをお開き願います。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が全面的に解除され、道内の学校においては授業が再開されたところである。

一方、公立小中学校の普通教室の平均面積は64平方メートルであり、現在の40人学級では、新型

コロナウイルス感染症予防のために必要とされる児童生徒間の十分な距離の確保が困難であり、その対応が学校現場において大きな課題となっている。

本年9月8日に行われた政府の教育再生実行会議においても、少人数学級を進めてほしいとの意見が出され、萩生田光一文部科学大臣から少人数学級に対して、令和のスタンダードとしての新しい学びの姿であり、多くの人が方向性として共有できる課題である旨の発言もあった。

こうした実情を踏まえて、今後予想される新型コロナウイルス感染症の再拡大時にあっても、必要な教育活動を継続して子どもたちの学びを保障するとともに、子どもたち一人一人に主体的、対話的で深い学びの実現を図り、社会で自立するために必要な資質能力を育むための少人数学級の拡大がぜひとも必要である。

よって、国においては、少人数学級の拡充を実現するため、教職員定数の改善の実現を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

なお、この内容については、北海道議会でも10月2日に議決しているところであります。

議決方よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

#### ◎日程第16 発委第5号

1、議長（堀田） 日程第16、発委第5号 閉会中の委員会継続調査についてを議題とします。

本件の調査事項は各自お手元に配付しておりますので、委員長の提案説明を省略して事務局長に朗読させます。

白石事務局長。

1、議会事務局長（白石） 発委第5号 閉会中の委員会継続調査について。

地方自治法第109条の規定による次の所管事務調査事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出るものであります。

申出者は、総務常任委員会委員長、産業常任委員会委員長、議会運営委員会委員長であります。

記といたしまして、1、調査期間は、令和2年第4回定例会終了後から令和3年第1回定例会まで。

2、調査事件。

総務常任委員会、(1)、第8期広尾町高齢者保健福祉計画・広尾町介護保険事業計画について、(2)、第3期広尾町障害者計画について、(3)、第3次広尾町生涯学習推進計画について。

産業常任委員会、(1)、広尾町起業家等支援事業について。

議会運営委員会、(1)、議会の運営に関する事項について、(2)、議会の基本条例、会議規則等に関する事項について、(3)、議長の諮問に関する事項について。

以上であります。

1、議長（堀田） お諮りします。会議規則第75条の規定により、各常任委員会及び議会運営委員会の活動として、申出のとおり閉会中も継続して調査できるよう提案がありました。

各委員長の申出どおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は申出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

#### ◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上をもって本定例会に付議された案件は、全て終了しました。

お諮りします。これをもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

#### ◎閉会の宣告

1、議長（堀田） これにて令和2年第4回広尾町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時54分